

一般社団法人石川県産業資源循環協会
大規模災害時復旧活動支援規定

(趣旨)

第1条 この規定は、県土の環境保全に努めるため、一般社団法人石川県産業資源循環協会（以下、「協会」という。）が石川県と締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」及び石川県内各市・町（以下、「市・町」という。）と締結した「災害時における廃棄物の処理に関する協力協定書」（以下、「協定」という。）に定められた地震等大規模災害時における災害廃棄物の除去など災害復旧に協力するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定で「災害廃棄物」とは、地震等による倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、がれき類、金属くず及びこれらの混合物並びに被災建物から排出される畳、大型家具等をいう。

(災害対策本部の設置)

第3条 大規模な災害が発生し、県又は市・町より「協定」に基づく協力要請を受けたときは、協会災害対策本部（以下、「本部」という。）及び地区委員会設置規程に定める各地区に地区災害対策本部「以下、「地区本部」という。」を設置する。

2 本部は特別の場合（協会被災時等）を除き協会に、また地区本部は原則として地区委員会委員長の事務所に設置するものとする。

3 協会が被災等で本部の設置が不可能な場合は、別表1に定める順位で本部兼地区本部を設置する。

(組織)

第4条 本部及び地区本部の組織は別表2のとおりとし、本部に事務局を置く。

(構成)

第5条 本部の構成は、次のとおりとする。

| | |
|------|-------|
| 本部長 | 協会会長 |
| 副本部長 | 協会副会長 |
| 本部員 | 協会理事 |

2 地区本部の構成は、次のとおりとする。

| | |
|--------|----------|
| 地区本部長 | 協会地区委員長 |
| 地区副本部長 | 協会地区副委員長 |
| 地区本部員 | 協会地区委員 |

(本部長及び地区本部長の任務)

第6条 本部長は、県、市・町及び関係団体と連携を保ちつつ、全般の指揮をとるものとする。

2 本部長は、県又は市・町から協定の復旧について支援要請があった場合は、直ちに支援体制を整えるものとする。

3 地区本部長は、本部長からの指示により、地区の支援体制の指揮をとるものとする。

(本部及び地区本部会議)

第7条 本部長は、重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて本部会議を招集する。

2 地区本部長は、必要に応じて地区本部会議を招集する。

(本部の業務)

第8条 本部は、次の業務を実施する。

(1) 関係行政庁、関係団体等との情報連絡及び各地区本部への指示

(2) 各地区本部間の調整と支援の指示

(3) 会員事業所の被災状況の把握

(4) その他必要な支援活動業務

2 本部に次の班を設置し、本部長の指示により具体的支援活動の計画立案、実行指示を行う。

(1) 総務班 協会副会長(安全衛生委員会委員長)が総括し、次の事項を担当する。

ア 本部会議の運営

イ 関係行政庁及び関係団体等との情報受伝達

ウ 地区本部との連絡及び調整

(2) 情報収集班 協会副会長(組織委員会委員長)が総括し、次の事項を担当する。

ア 災害情報の収集

イ 道路交通情報の収集

ウ 処理施設に関する情報の収集

(3) 資材等供給班 協会副会長(不法投棄防止委員会委員長)が総括し、次の事項を担当する。

ア 災害廃棄物処理のための機材・重機等の供給

イ 支援可能能力の把握確認

3 地区本部は、次の業務を実施する。

(1) 地区会員企業の被災状況を把握し、本部に連絡すること

(2) 本部の指示を受け、地区会員企業を対象に支援可能な人員、車両、重機、機材等の調査を行い、結果を本部に報告すること

(3) 本部から支援の指示を受け、会員企業に支援活動の実施を要請すること

(平時の対応)

第9条 協会事務局は、平時から関係行政庁、関係団体等との連絡体制を確認し、大規模災

害に備えるとともに、会員企業に適宜アンケートを実施し、支援可能情報(車両・人員等)の収集、整備に努めるものとする。

- 2 協会事務局は、平時に地域において実施される防災活動の情報を収集し、会員企業に提供することにより、防災活動への参加気運を醸成する等会員企業の防災意識の向上に努めるものとする。

(連絡体制)

第 10 条 本部、地区本部及び関係機関との連絡調整は別表 3 のとおりとする。

附 則

この規定は、平成 17 年 2 月 23 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表 省略

別表 1 対策本部設置場所 (第 3 条第 3 項関係)

別表 2 本部・地区本部組織 (第 4 条関係)

別表 3 連絡体制 (第 10 条関係)

別表 4 本部役員名簿 (別表 3 関係)

別表 5 地区本部役員名簿 (別表 3 関係)